

通関関係書類の電子化・ペーパーレス化に係る利用促進策について (お知らせ)

財務省関税局・税関においては、更なる貿易円滑化の観点から、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進に取り組んでおります。

通関関係書類の電子化・ペーパーレス化に係る利用促進策として、本年3月17日より、下記の事項について実施することとしましたのでお知らせします。

平成29年の次期NACCS稼働時に『通関手続に係る電子手続の原則化』を実現することとしており、通関関係書類は原則として電磁的記録により提出していただくことを予定しておりますので、これを見据えた事前準備を進めて頂くようお願い致します。

記

1. 申告添付登録（MSX）業務の添付ファイルの容量の拡大

【全ファイルの合計容量3MBは変更なし】

1ファイルあたりの容量を、500KBから1MBに倍増します。

2. 関税関係法令以外の法令（他法令）に係る確認書類の提出の簡素化

中古自動車の輸出申告に際して、NACCSの輸出申告内容とMOTAS(注)情報とがシステム内で一致（突合）した場合は、「輸出抹消仮登録証明書等」（以下「証明書等」という。）の他法令確認書類の申告添付登録（MSX）業務による提出又は証明書等の原本の提示を不要とします。

なお、システム内で一致しなかった（不突合）場合は、これまでどおり、証明書等の原本を税関に提示する必要がありますが、この場合、税関より原本を提示するよう連絡します。

(注) MOTASとは、国土交通省が所管する「自動車登録検査業務電子情報処理システム」である。

3. EPA税率を適用するための原産品申告書等の電子化

本年1月15日より、EPA税率を適用するための「メキシコ、スイス、ペルー協定に基づく認定輸出者が行う原産地申告」及び「オーストラリア協定に基づく原産品申告書」について、電磁的記録による提出を可能とし、原則として原本提出を不要としております。